

7. 優先施策4分野における具体的な取り組み内容

①ハード事業のイメージ



7. 優先施策4分野における具体的な取り組み内容【ハード事業】

②主要幹線道路ネットワークの「脆弱性評価」と具体施策の進め方（県事業）

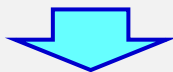
【路線選定（対象事業）の考え方】

- (1)当市の孤立化を回避すること→地域高規格道路（下北半島縦貫道路）事業による陸路遮断の回避
- (2)「緊急輸送道路」である国道279号、国道338号を機能不全にさせないこと→バイパス事業による代替性の確保
- (3)国道279号、国道338号を補完する緊急輸送道路を機能不全にさせないこと→現道拡幅、通行対策事業による通行機能の強化
- (4)緊急輸送道路上における橋梁（橋長15m以上）を機能不全にさせないこと→耐震補強、修繕事業による河川部での市内分断の回避



【対象路線】…第1次（6路線）、第2次（6路線） 計12路線

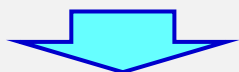
- ・第1次緊急輸送道路（下北半島縦貫道路、国道279号、国道338号の一部、赤川下北停車場線、海老川新町線の一部、下北停車場線）
- ・第2次緊急輸送道路（国道338号の一部、むつ尻屋崎線、川内佐井線、長後川内線、薬研佐井線、むつ恐山公園大畑線の一部）



【対象事業】…6事業、63橋梁対策

- ・地域高規格道路（下北半島縦貫道路）
- ・下北半島縦貫道路・国道279号二枚橋バイパス、国道338号大湊Ⅱ期バイパス
- ・一般県道薬研佐井線1.5車線整備、主要地方道川内佐井線通行対策、主要地方道むつ恐山公園大畑線現道拡幅（葉色沢工区）
- ・第1次緊急輸送道路橋梁対策（※）（国道279号むつ大橋ほか23橋）
- ・第2次緊急輸送道路橋梁対策（※）（国道338号川内橋ほか38橋）

※橋梁対策（定期点検、長寿命化修繕、耐震補強）の詳細については、資料編（参-14）を参照



【重要業績指標（KPI）】…5指標

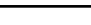

- ・地域高規格道路（下北半島縦貫道路）整備率 ・バイパス等整備率 ・橋梁の定期点検完了率 ・橋梁の長寿命化修繕完了率
- ・橋梁の耐震補強完了率

7. 優先施策4分野における具体的な取り組み内容【ハード事業】

②主要幹線道路ネットワークの「脆弱性評価」と具体施策の進め方（県事業）

【脆弱性評価の結果】

- ・**地域高規格道路（下北半島縦貫道路）整備率**は計画期間内（H32）で**約4割**、**バイパス等整備率**は計画期間内（H32）で**約6割**にとどまる見込みとなっており事業進捗に遅れが生じている。→主な背景：**建設投資の減少（維持更新費用の増加）**、**用地問題の難航・長期化**など
- ・**橋梁対策**（定期点検実施、長寿命化修繕、耐震補強）については、計画期間内（H32）に**概ね完了**できる見込みとなっている。

凡 例	
	下北半島縦貫道路
	バイパス・現道拡幅
	長寿命化修繕又は耐震補強の要対策橋梁



今後の進め方はどの様にすべきか...

「①弱点を克服した事業のスピードアップ化を図る」とともに、「②将来にわたって成長できる環境づくりと一体となった新たな公共事業の展開」が必要とされている...

1. 県・市共同による用地事務の効率化・スピード化
2. 「地域戦略先行型公共事業（P15参照）」への転換

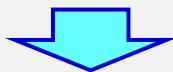
重要業績指標 (KPI)	現在 (H27当初)	計画期間内 (H32)	備考
地域高規格道路整備率	29%	42%	下北半島縦貫道路
バイパス等整備率	4%	55%	計画期間内（～H32）供用予定：薬研佐井線、葉色沢工区 計画期間以降（H33～）供用予定：二枚橋BP、大湊Ⅱ期BP、川内佐井線
橋梁の定期点検完了率	100%	100%	全63橋：緊急輸送道路上の橋梁（橋長15m以上）が対象
橋梁の長寿命化修繕完了率	41%	98%	〃
橋梁の耐震補強完了率	71%	94%	〃

7. 優先施策4分野における具体的な取り組み内容【ハード事業】

③主要幹線道路ネットワークを補完する道路の「脆弱性評価」と具体施策の進め方（市事業）

【路線選定（対象事業）の考え方】

- (1)「緊急輸送道路」である国道279号及び国道338号へのアクセス機能を強化すること
- (2)防災拠点（市役所本庁舎）及び地域災害拠点病院（むつ総合病院）へのアクセス機能を強化すること
- (3)災害発生時に懸念される火災に際し、道路幅を十分に確保し、企業集積地及び住宅密集地における延焼を防ぐこと
- (4)河川部（橋梁の重大な損傷等）による市内分断を回避すること



【対象路線】・・・4路線

- ・横迎町中央2号線、金曲金谷線
- ・金谷・緑町線（大瀬橋）、新町大橋線（大橋）

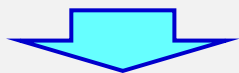


【事業内容】・・・2事業、2橋梁対策

- ・横迎町中央2号線、金曲金谷線 ⇒ 都市計画道路整備事業
- ・金谷・緑町線（大瀬橋）、新町大橋線（大橋） ⇒ 橋梁対策

※都市計画道路整備事業の詳細については、資料編(参-6)を参照

※橋梁対策(定期点検、長寿命化修繕、耐震補強)の詳細については、資料編(参-7)を参照



【重要業績指標（KPI）】・・・4指標

- ・都市計画道路整備率
- ・橋梁の定期点検完了率
- ・橋梁の長寿命化修繕完了率
- ・橋梁の耐震補強完了率

7. 優先施策4分野における具体的な取り組み内容【ハード事業】

③主要幹線道路ネットワークを補完する道路の「脆弱性評価」と具体施策の進め方（市事業）

【脆弱性評価の結果】

- 都市計画道路整備率：「横迎町中央2号線」は計画期間内で概ね完了できる見込み。
「金曲金谷線」は計画期間内（H31）に事業着手。→事業の長期化が見込まれる。
- 定期点検（橋梁対策）：完了済み（今後、5年ごとに定期点検を実施）。
- 長寿命化修繕（橋梁対策）：計画期間内で概ね完了できる見込み。
- 耐震補強（橋梁対策）：「大橋」は計画期間内で概ね完了できる見込み。
「大瀬橋」は分散される交通車両による新たな交通渋滞箇所の発生を回避するために、金曲金谷線の事業完了後（H46）の事業着手を予定。
→事業着手の遅れ。

今後の進め方はどの
様にすべきか・・・

事業の長期化が見込まれる事業や早期の事業着手を図るためには、
「①弱点を克服した事業のスピードアップ化を図る」とともに、
「②将来にわたって成長できる環境づくりと一体となった新たな公共事業の展開」
が必要とされています。
【弱点】：交付税や少子高齢化に伴う税収の減少、財政運営に大きな影響を及ぼす課
題の山積みなど脆弱な財政構造による建設投資の減少。

- 歳出の選択と集中による安定的な財政基盤確立への取組み
- 「地域戦略先行型公共事業（P15参照）」への転換！

【市の事業計画】

重要業績指標 (KPI)	名称	当初	計画期間内				備考
		H28	H29	H30	H31	H32	
都市計画道路 整備率 (未整備区間)	横迎町中央2号線	18%	→ 100%				完了済
	金曲金谷線	-	-	-	着手	1%	
橋梁の定期点検 完了率			完了済				5年ごとの 点検実施
橋梁の長寿命化 修繕完了率	大瀬橋		完了済				
	大橋	-	着手	→ 100%		完了済	
橋梁の耐震補強 完了率	大瀬橋	-	-	-	-	-	H46着手
	大橋	-	着手	→ 100%		完了済	

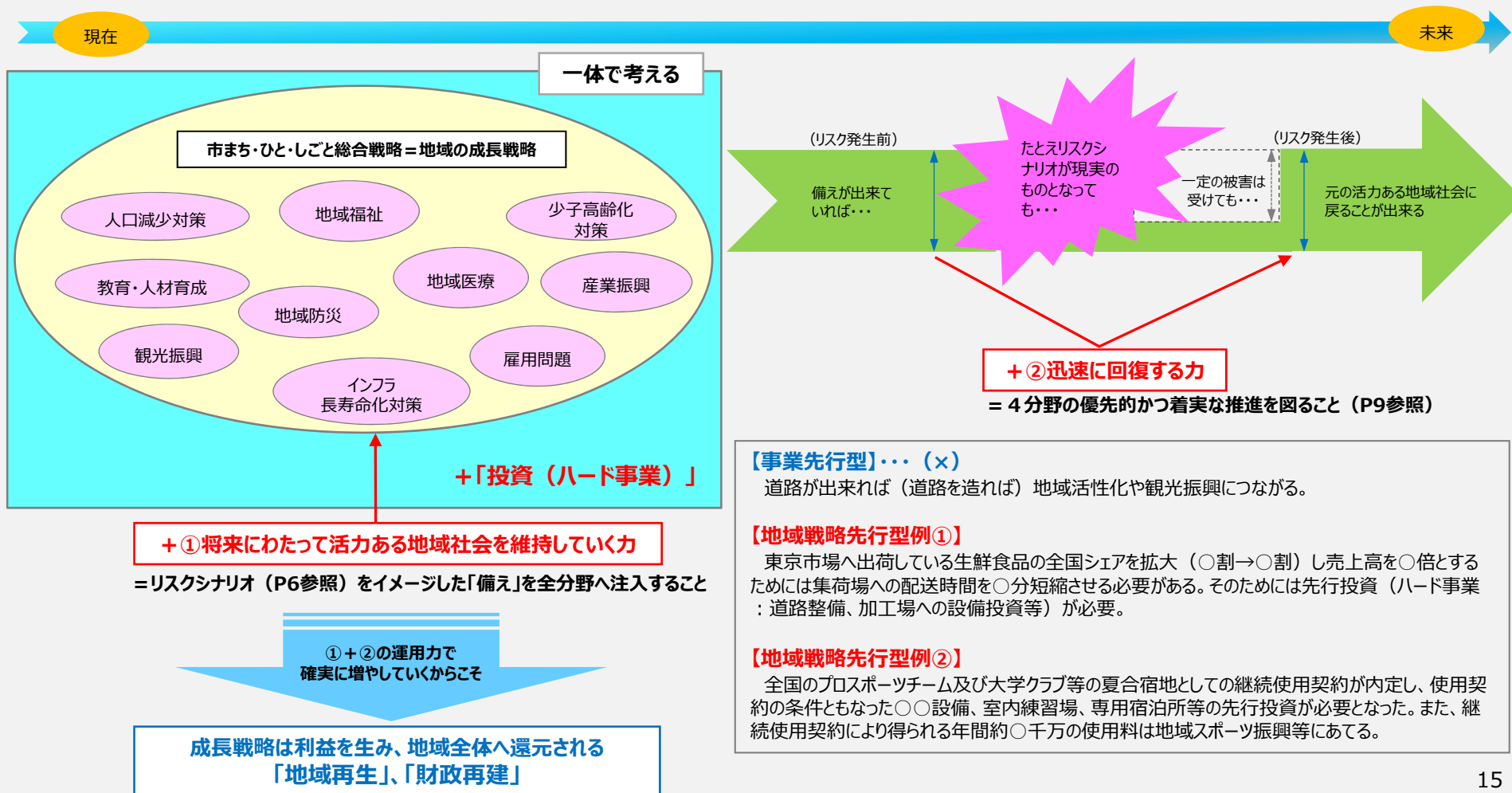


7. 優先施策4分野における具体的な取り組み内容【ハード事業】

④ハード事業の今後の進め方（地域戦略先行型公共事業への転換）（県・市共通）

【地域戦略先行型公共事業の考え方】

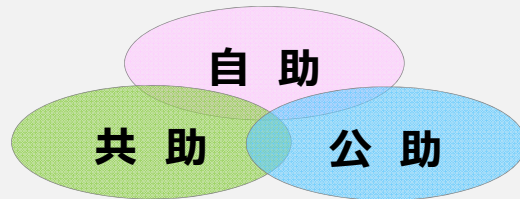
- ・課題に迅速に対応する体制を整える（H25年度～：「青森県・むつ市公共事業用地取得連携協定」により県との共同による用地事務対応に着手）。
- ・公共事業（ハード事業）は、地域社会の現在（いま）を未来へ引き継いでいくための「投資」と位置づける。
- ・地域社会の現在（いま）を未来へ**確実に**引き継いでいくためには、「①将来にわたって活力ある地域社会を維持していく力」と「②迅速に回復する力」の2つの**運用力**を身につけることが必要。→「国土強靱化」の本質でもある。
- ・これまでの「事業先行型」の公共事業から脱却し、**地域資源を活かし、地域の成長戦略と一体となった「地域戦略先行型」への転換**が求められている。
- ・市では庁内に「市まち・ひと・しごと創生本部」を設置（H27.3）。H27.4には新たに「総合戦略課」を設置し、「市まち・ひと・しごと総合戦略」の策定に着手。
→地方自治体の「**アイデアと戦略**」が求められる時代へ！



7. 優先施策 4 分野における具体的な取り組み内容【ソフト事業】

①ソフト事業のイメージ

明日にでも襲ってくるかもしれない「万が一」に備えるためには・・・



「自助」とは、一人ひとりが自ら取り組むこと。
「共助」とは、地域や身近にいる人どうしと一緒に取り組むこと。
「公助」とは、国や地方公共団体等が取り組むこと。

3つの連携が円滑な
ほど、災害の被害は
軽減できます。

円滑な連携が可能となれば、
どんな効果が得られるのか・・・

例えば・・・

「早期避難を行うと、津波による死者は太平洋側海溝型地震で約9割以上減少させることが可能。(H26.11青森県地震・津波被害想定検討委員会報告より抜粋)

・では、具体的にどんなことを進めれば良いのか・・・
・人命を守るために今日から始められる対策とは・・・

災害による犠牲者を無くす「犠牲者ゼロ」社会を目指した全市民運動へ！

【自助】

- ・各家庭における食料、飲料水の備蓄（3日分推奨）
- ・非常用持ち出し品、常備薬の確認
- ・各家庭における耐震、倒壊、耐水化対策
- ・避難場所、避難経路の確認
- ・企業におけるBCP（事業継続計画）の策定など

【共助】

- ・町内会や事業所における食料、飲料水の備蓄
- ・自主防災組織による地域コミュニティの強化
- ・高齢者、障害者等を対象とした、行政連絡員や民生委員等による見守り活動（安否確認）など

【公助】

- ・防災公共で定める全ての災害に対応できる避難所（55箇所）の機能確保
- ・市、県による毛布、資機材等の備置
- ・ハザードマップ、避難場所マップの広報強化
- ・民間事業者との災害時応援協定締結
- ・救援物資集積所及び救護所の機能確保（新体育館構想等）
- ・地域災害拠点病院としての機能（耐震性、BCP策定）確保（むつ総合病院）

「自助」、「共助」を進めるための行政支援 ※平成27年度当初時点

- ・一般家屋に対する耐震診断補助制度の継続実施（H23年度から実施）
- ・総合防災訓練の実施（H17年度から毎年実施）
- ・市内全小中学校における防災教育の実施（文部科学省学習指導要領等）
- ・企業アンケートによるBCP（事業継続計画）策定率の把握と促進（H27年度から実施予定）
- ・自主防災組織への防災資機材の給付（H24年度から実施）
- ・災害時要援護支援制度の活用と登録指導（H23年度から実施）
- ・防災情報提供サービスの向上（スマートフォン用アプリのサービス開始 H27.4～）

7. 優先施策4分野における具体的な取り組み内容【ソフト事業】

②「防災公共」で定める避難所の「脆弱性評価」と具体施策の進め方（市事業）

【最適な避難所の確保（脆弱性評価の視点）】

※避難所＝滞在できる建物

防災公共とは、災害時に人命を守ることを最優先に「孤立集落を作らない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった取組です。

人命を守るためには、災害時に一人ひとりが置かれている状況に即して、避難の時期や避難の方法、避難する場所といった最適な避難行動を実現させることが重要であり、犠牲者ゼロ社会を目指すため防災公共で定める避難所（※）の機能を確保する必要があります。

【対象とする避難所】

孤立する恐れのある集落を対象とした、**全ての災害に対応できる避難所55箇所**

【重要業績指標（KPI）】

- ・備蓄食料（飲料水）の充足率
- ・救急セットの充足率
- ・発電機の充足率
- ・毛布の充足率
- ・簡易トイレの充足率
- ・投光器の充足率
- ・ストーブの充足率

【避難所の脆弱性評価結果について】

- ・食料・飲料水（※）の充足率 25.0%（2,500人分）
- ・救急セット充足率 80.0%
- ・発電機充足率 65.4%
- ・毛布（※）の充足率 35.2%（3,520人分）
- ・トイレの充足率 100%
- ・投光器の充足率 88.6%
- ・石油ストーブの充足率 60.4%



当初計画期間内目標率：100%

注1) 食料・飲料水については本庁舎他3分庁舎等にて集中管理
注2) 食料・飲料水及び毛布の備蓄量については、「青森県地震・津波被害想定検討委員会（H26.11）」発表による最大規模の避難者数（1万人）を想定

【備蓄についての考え方】

「自助」、「共助」、「公助」のベストミックスにより最大で1万人規模（青森県地震・津波被害想定検討委員会」報告：P6参照）にも対応できる備蓄体制の構築を目指します。

- ・自助（各家庭において、最低3日分の食料等を備蓄）
- ・共助（町内会など地域での備蓄や職場での備蓄）
- ・公助（行政機関の備蓄）

⇒**広報や防災メール等に加え、市と地域の行政連絡員等が連携して啓発**

⇒**市・県の備蓄の他に、民間事業者との災害時応援協定の締結**

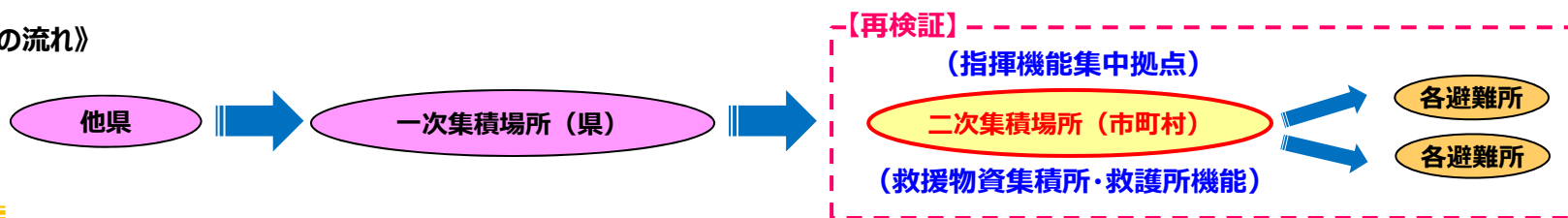
7. 優先施策4分野における具体的な取り組み内容【ソフト事業】

③ 救援物資集積所及び救護所の「脆弱性評価」と具体施策の進め方（市事業）

【救援物資集積所及び救護所の機能確保（脆弱性評価の視点）】

- 被災者が避難所に一定期間滞在することになった場合など、指定避難所（前述55箇所）を継続して正常に機能させるためには**救援物資等が正常に物流することが不可欠**であることから、「**救援物資等の備蓄、負傷者の受け入れ、避難所に必要なスペース有無の確認**」、「**救援物資の集積所は耐津波性能及び耐震性能を有する施設であること**」等の視点で、救援物資供給体制の再検証を行いました。
- また、二次集積所は、災害時の**指揮機能集中拠点としての機能を有する施設**であることも必要となります。

《救援物資の流れ》



【対象とする施設】

- 救援物資の集積所：1施設（中央公民館）
 - 救護所：6施設（むつ地区：1施設、川内地区：2施設、大畑地区：2施設、脇野沢地区：1施設）
- ※集積所・救護所に指定されていた「むつ市民体育館」は平成27年6月、用途廃止。

【評価基準】

- 救援物資等の備蓄、負傷者の受け入れとしてのスペース（※1）の有無
- 耐津波性能の可否
- 耐震性能の可否

※1：救援物資の集積所機能、救護所機能を有した面積が必要であることから、スペースとしてアリーナ部分は1,500㎡以上の面積を想定する。また、災害の状況によっては指揮機能集中拠点機能を有した面積も必要となる。

二次集積所として想定する必要面積	<ul style="list-style-type: none"> 救援物資の集積所 約1,300㎡（避難者1万人分を想定：P6参照） 救護所 約200㎡（負傷者100人規模の収容を想定） 指揮機能集中拠点 事務室スペース、会議室スペース等を活用
-------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

7. 優先施策4分野における具体的な取り組み内容【ソフト事業】

③ 救援物資集積所及び救護所の「脆弱性評価」と具体施策の進め方（市事業）

【救援物資の集積所・救護所の再検証】

救護物資	地区	施設名	耐津波性能	耐震性能	アリーナ・講堂等面積
	むつ	中央公民館	×	○	278.70㎡

救護所	地区	施設名	耐津波性能	耐震性能	アリーナ・講堂等面積
	むつ	中央公民館	×	○	278.70㎡
	川内	川内体育館	○	○	952.00㎡
		川内公民館	○	—	324.00㎡
	大畑	大畑体育館	×	—	972.00㎡
大畑公民館		×	—	209.16㎡	
脇野沢	地域交流センター	○	○	463.54㎡	

・中央公民館は「浸水区域」内に立地。

耐津波性能に問題

・「むつ市民体育館」の廃止により集積所としたスペースを有する施設がない。
 ・大畑地区の救護機能はむつ地区でカバーしなければならない。

スペース不足の問題

防災機能の強化

新体育館の建設（平成27年度基本構想着手）



大畑地区の負傷者等はむつ地区でカバー

▲位置図

- 救援物資の集積所
- 救護所
- × 浸水区域に該当

地域戦略

- ・むつ市民体育館廃止による屋内スポーツ施設の拠点整備
- ・市民の競技スポーツ・健康推進の拠点・教育の向上に繋がる施策

地域振興

【救援物資集積所・救護所の脆弱性評価結果について】

- ・二次集積所機能（必要スペース、耐津波性能、耐震性能、指揮機能集約スペース等）を有する既存施設がない。
- ・「むつ地区」、「大畑地区」の被災者を合算して受け入れる救護所スペースの確保が必要。

早期実現の
必要性！

【平成27年度 新体育館基本構想に着手】 → 早期建設を目指す

- 視点1：救援物資の二次集積所及び救護所等の**防災機能**を有する施設
- 視点2：子供、高齢者、障害者など**多くの市民が利用できる施設**（競技スポーツ拠点、健康づくりの拠点）
- 視点3：**教育の向上**に繋がる施策（むつ市の将来を担う子供たちのための施策）

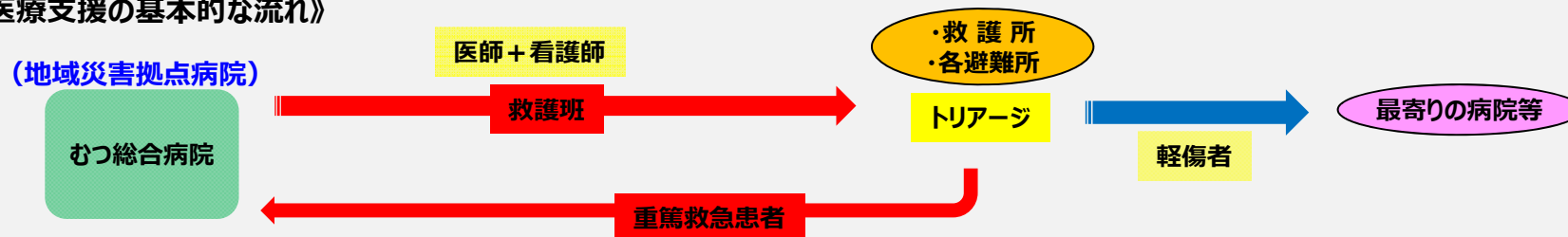
7. 優先施策4分野における具体的な取り組み内容【ソフト事業】

④地域災害拠点病院の「脆弱性評価」と具体施策の進め方（市事業）

【地域災害拠点病院としての機能の確保（脆弱性評価の視点）】

・災害時、被災者の保護を図るためには、救護所等において応急的な措置を講じ、市内唯一の総合病院であり地域災害拠点病院でもある「むつ総合病院」が正常に機能しなければならないことから、「耐震性能を有する施設であるか」、「災害が発生しても医療提供機能を維持できるか」等の視点で、医療支援体制の再検証を行いました。

《医療支援の基本的な流れ》



【対象とする施設】

・地域災害拠点病院：1施設（むつ総合病院）

【評価基準】

・耐震性能の可否 ・病院版BCP(事業継続計画)の策定状況 ・救護班編成訓練の実施状況

【病院機能・医療支援体制の脆弱性評価の結果】

- ・一部の建物で耐震化整備が行われていない。
- ・病院版BCPの策定がされていない。
- ・年1回の市総合防災訓練において救護班編成訓練が行われている。 → 災害対応能力の強化を図るための訓練を継続する。

医療提供機能を維持するために。

【当初計画期間内の目標（H28～H32の5年間）】

- ・耐震化整備に向けた基本構想・基本計画の策定に着手します。
- ・病院版BCP(事業継続計画)を策定します。

7. 優先施策4分野における具体的な取り組み内容【ソフト事業】

⑤持続可能なリスクコミュニケーション～「犠牲者ゼロ」を目指した全市民運動へ～（市事業）

【地域防災に係るソフト対策の現状は？】

1. ハザードマップの作成状況：100%（=全災害、市内全地区に対応）
 - 1) 防災ハザードマップ（平成22年2月作成）
《洪水・土砂災害の他、各種災害に対する心構え》
 - 2) 地震防災ハザードマップ（平成22年11月作成）
 - 3) 津波ハザードマップ（平成26年6月作成）
2. 避難場所マップの作成状況（100%）（※1）（平成26年5月作成）
3. 総合防災訓練の実施状況（年1回）
4. 市内全小中学校における防災教育の実施状況（100%）
5. 民間事業者との災害時応援協定（6部門：17事業所3団体）

・配布漏れを防ぐため全戸に直接配布（作成時）
（※1）市民便利帳へ掲載し全戸配付済
・転入者には市民課窓口にて新たに配布
・市ホームページにて継続掲載中



- ・耐震対策を行うと揺れによる倒壊建物の死者（人的被害）は、太平洋側海溝型地震で約8割以上減少させることが可能。
- ・津波で早期避難を行うと津波による死者は、太平洋側海溝型地震で約9割以上減少させることが可能。



当市の地域特性（老年人口の増加や産業構造：P4～P5参照）を踏まえた対策を講じていかなければならない・・・

【耐震化対策】一般住宅の耐震化率65.7%（H26）→当初計画期間内の目標率95%・・・建築住宅課

一般住宅の木造・非木造建築物の耐震化に向けた取組を進めています。⇒（対策）耐震診断補助の継続

【ハザードマップ等に関する広報の強化策】ハザードマップ等の周知度（未把握）→当初計画期間内の目標率100%・・・防災政策課

各家庭における防災意識の向上を目指すため、全戸（約3万戸）に配布済のハザードマップ、避難場所マップの活用について広報体制を強化していきます。

⇒（対策）周知度の把握、広報頻度の見直し（2ヶ月に1度）、防災出前講座や地域懇談会の継続

【災害時要援護支援制度】登録率33%（H26）→当初計画期間内の目標率50%・・・介護福祉課

市と地域の行政連絡員等が連携し、高齢者等への防災情報の周知徹底を図っていきます。

⇒（対策）高齢者、障害者等を対象とする災害時要援護者支援制度への登録を促進していきます。

【自主防災組織の設立促進】組織率8%（H26）→当初計画期間内の目標率20%・・・防災政策課

共助の取組として、自主防災組織の設立を促進していきます。⇒（対策）防災対策資機材の給付、防災出前講座の継続など

【企業対策】BCP策定率（未把握）→当初計画期間内の目標率50%・・・企画調整課

企業におけるBCP（事業継続計画）の策定状況を把握していないため、一定規模以上の事業所の現況把握と計画策定を促進していきます。

⇒（対策）企業アンケート（ヒアリング）によるBCP策定状況の把握、一定規模以上の企業のBCP策定の促進

【防災情報提供サービスの向上】

⇒（対策）スマートフォン向けアプリ「災害時ナビ」のサービス開始（H27.4～）

8. 今後のスケジュール管理と課題整理（PDCAサイクル）

1. 計画公表後の進捗管理体制（PDCAサイクル）及び公表時期等について・・・企画調整課

- ・当該計画内容に係る進捗管理及びその公表は毎年行います。
- ・公表時期は各年度の当初期を見込んでおり、市の広報誌やホームページ等で行います。

2. 当該計画を含めた地域防災に係る今後の情報提供について・・・防災政策課

- ・広報頻度の改善（2ヶ月に1度程度）を徹底していくことにより、市民の防災意識の醸成を図っていきます。
- ・市民満足度調査を活用し、周知度（認知度）に応じた広報手法の見直しを随時行っていきます。

3. 当該計画の今後の見直しについて・・・企画調整課・防災政策課

- ・計画自体の見直しは概ね5年毎を見込んでいますが、他計画との調整（下述参照）により適宜見直しを行っていきます。

4. 既存計画や今後策定が見込まれている新計画との調整について・・・企画調整課

今回の計画内容は「**4分野の優先的かつ着実な推進**」と位置づけて公表したのですが、国土強靱化地域計画とは、地域防災計画はもとより、地方公共団体における行政全般に関わる既存の総合的な計画よりもさらに「**上位**」に位置付けられるものとされています。すなわち、地域強靱化計画が手引きとなり、地方公共団体の各種計画等について、国土強靱化の観点から必要な見直しを行い、これらを通じて必要な施策を具体化し、国土強靱化を推進していくものです。

今後、既存計画の見直しや役割分担の再編成、優先施策の決定などを庁内横断的に進め、市行政全分野を網羅する**新たな国土強靱化地域計画の策定（平成29年度公表目標）**を進めていきます。

